

質疑回答書

業務名 案件名	宇治市立小中学校教育無線 LAN 機器賃貸借	
質疑 番号	質疑事項	回答
1	リース会社による入札参加を検討しています。賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保証等）について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	賃貸借契約書第7条に基づき、書面により賃借人（宇治市）の承諾を得た場合は再委託が可能です。ただし、賃貸人は再委託先に対して契約上の義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の行為一切について責任を負うものとします。
2	前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません。再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	質疑1の回答と同様に、第7条の規定により書面による承諾を得ることで可能です。また、第8条に基づき、賃貸期間開始前に物件を搬入・設置し、使用できる状態で納入検査を受ける義務は賃貸人が負うこととなります。
3	万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点における残賃借料について別途協議頂けますでしょうか。	第19条第1項に基づき、予算の減額や削除があった場合には契約を解除することがあります。その際、解除により賃借人に損害を及ぼしたときは、その賠償額について賃借人と賃貸人とが協議して定めることとなっています。
4	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解除又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	過去5年間で、施設の統廃合に伴う変更等を実施した経過はありますが、予算削減による契約解除又は変更は実施しておりません。
5	賃貸借契約書に受注者の帰責によらない任意解約規定があると仮定して質問させていただきます。その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして	第21条に基づき、期間満了前に協議解除を行う場合、これにより賃借人に損害を及ぼしたときは、その損害賠償額について協議して定めるものとします。

	別途協議をいただけますでしょうか。	
6	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。	第10条に基づき、賃貸人の責に帰することができない理由により修理が必要となった場合は、その方法および費用負担について、賃借人と賃貸人とが協議のうえ定めるものとします。
7	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	第20条の2（違約金）の規定において、債務の不履行が「契約の目的及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるとき」は、違約金支払いの対象外となります。具体的な日程調整については、状況に応じて協議となります。
8	入札金額は、「月額」又は、「契約期間の総額」のどちらでしょうか。	「契約期間の総額」を記入してください。
9	本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。	宇治市ホームページで契約書約款を掲載していますのでご確認ください。使用する約款は「賃貸借契約書（長期継続契約用）」です。URLは以下のとおりです。 https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/57867.html
10	落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	入札の公平性を期すため、落札後の契約約款の変更は原則として認められません。ただし、本契約に定めのない事項や疑義については、第27条に基づき協議のうえ定めることができます。
11	物件に付保する保険は、残賃借料を上限とする一般的な動産総合保険（時価ベース）への加入でよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保は想定していないため、納入業者の判断にお任せします。

1 2	動産総合保険を付保するのはハードウェアのみで、ソフトウェアについては不付保でよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保は想定していないため、納入業者の判断にお任せします。
1 3	保証等の連絡表につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制もよろしいでしょうか。	実際の運用の効率化の観点から差し支えありませんが、第7条第2項に基づき、賃貸人は再委託先等の行為について賃借人に対し一切の責任を負うことを前提とします。
1 4	リース会社にて入札参加を予定しておりますが、物件の納品保守・満了時のデータ消去業務等について、物件の売主等に再委託を予定しており、受注者（リース会社）自らは直接情報セキュリティを扱う（触れる）ことがございませんので、同規定の充足は、受注者自らではなく、実際に扱う業者（物件の売主や保守会社）にて充足可能であれば、差支えないでしょうか。	賃借人の承諾を得て再委託等を行う場合でも、第7条に基づき、賃貸人は当該業者に対して契約と同等の義務（守秘義務等）を課す必要があります。受注者（リース会社）は、履行主体が誰であるかにかかわらず、契約上のすべての義務について責任を負うものとします。
1 5	本仕様書に納入期限については記載はございませんが、天災を起因とする納期遅延、社会情勢による遅延等の不測の事態が発生し納期遅延となった場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	賃貸借契約書第20条の2の規定により、債務の不履行が賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、違約金支払いの対象外となります。不測の事態が生じた場合は、速やかに報告の上、履行期限の延長等について協議を行うものとします。
1 6	事前に契約書案をお示しください。	宇治市ホームページで契約書約款を掲載していますのでご確認ください。使用する約款は「賃貸借契約書（長期継続契約用）」です。URLは以下のとおりです。 https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/57867.html
1 7	弊社は物件の納入、設置、保守を第三者へ委託する予定であるが、①承諾を得るタイミング、②書面で承諾を得る必要があるか、③書面で承諾を得る必要があればその様式をご教示ください。	① 契約後 ② 再委託申請書を提出し、承諾を得てください。 ③ 別添 再委託申請書
1 8	本件、3者間契約は可能でしょうか。	本件については、3者間契約は不可です。
1 9	本件、機器の納入のみで機器の設定・取付は含まない認識でよろしいでしょうか。機器の設定を含む場合、どこまでの設定が必要になるのでしょうか。また設定に必要な情報は頂けるのでしょうか。	本件は、機器の納入のみになります。機器の設定・取付けは含みません。

20	<p>同等品申請しておりますが、仕様書記載の参考商品が確保できた場合、同等品申請の商品ではなく、仕様書記載の参考商品での納入でよろしいでしょうか。</p>	<p>同等品として承認を得た商品、または仕様書に記載の参考商品のいずれかを納入してください。契約締結時に確認し、契約書に記載します。</p>
21	<p>下記、機器全てが納入期限（令和8年8月31日）までに宇治市立各小中学校・宇治市デジタル政策課へ納入なのでしょうか。</p> <p>無線アクセスポイント：533台 クラウド型アクセスポイント管理ライセンス（5年分）：1021台分 24ポートPoEスイッチ：46台 8ポートPoEスイッチ：10台 8ポートスイッチ：1台 RADIUS認証兼DHCPアプライアンス：2台</p> <p>全ての機器が令和8年8月31日までの納入でなくてもよい場合、どの機器をどこにいつまで等の納入スケジュールがありましたら、ご教示下さい。</p>	<p>仕様書第4項に基づき、全機器（AP、ライセンス、スイッチ類、アプライアンス）の納入期限は令和8年8月31日です。各小中学校およびデジタル政策課への詳細な搬入・設置スケジュールについては、契約締結後5日以内に提出いただく「実施計画書」において調整するものとします。</p>

再委託承諾申請書

宇治市から受託した業務の遂行に当たり、下記のとおり受託業務を再委託したく承諾申請いたします。子会社を含む再委託先（以下「再委託先」という。）に本契約に基づく一切の義務（個人情報保護及び秘密保持に関する事項等）を遵守させるとともに、宇治市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとします。

また、再委託先に対して、業務の履行状況を管理・監督するとともに、宇治市の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告します。

なお、再委託先から本業務を第三者へ委託することについては承諾しないこととします。

記

- 1 再委託先業者名
所在地及び連絡先
商号又は名称
代表者名
- 2 委託業務名
- 3 再委託期間
- 4 再委託業務内容
- 5 再委託が必要な理由
- 6 再委託先の監督方法
- 7 再委託先の責任体制並び責任者及び従事者

8 再委託業者が取り扱う個人情報

9 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

宇治市長 宛て

年 月 日

受託者

所在地及び連絡先

商号又は名称

代表者氏名

印